

「IV. 大学への提言」に対する改善報告についての審議結果

大学名：岐阜薬科大学薬学部

本評価実施年度：平成 26 年度

平成 31 年 1 月 18 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

「改善すべき点」に対する改善報告への審議結果

※検討所見以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

改善すべき点（1）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

3. 医療人教育の基礎的内容

（2）指摘事項

ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、1年次の早期体験学習、2年次の生命倫理学と哲学（哲学は選択）、6年次の臨床医学など、態度教育科目の学習方略を SBOs の領域に見合った適切なものとする必要がある。

（3）本評価時の状況

ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、早期体験実習、生命倫理学と哲学（哲学は選択）、臨床医学は知識の醸成だけでなく技能や態度の SBOs を含む科目であるが、学習法が講義中心になっていた。

（4）本評価後の改善状況

ヒューマニズム教育・医療倫理教育に関わる科目を見直し、薬学概論、早期体験実習、生命倫理学、薬物治療学Ⅰ、薬物治療学Ⅱ、治験薬学で対応することになった。すでに開講された薬学概論や早期体験実習では、薬剤師の使命や薬剤師に求められる倫理観を意識させ、小グループ学習や発表会を実施した（資料 1）。さらに、医療倫理を踏まえて現在の薬学と自分の将来に関する課題をレポートとして提出させた（資料 3）。生命倫理学は講義中心の学習法になるが、講義中に生命倫理や医療倫理に関する課題を考えさせ、その成果をレポートにして提出させることにより、態度の醸成を意識した内容に改善した（資料 4）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

早期体験実習：平成 29 年度早期体験実習日程表（資料 1）

薬学概論：平成 30 年度評価シート（資料 2）、レポートの課題（資料 3）

生命倫理学：試験問題（資料 4）

薬物治療学Ⅰ，Ⅱ：試験問題（資料 5）

検討所見

改善すべき点1. はヒューマニズム教育・医療倫理教育において、知識の醸成だけでなく技能や態度のSBOsを含む科目での学習方略を適切なものに改めることを求めた指摘である。この指摘に対する対応として、改善報告書にあるように、「早期体験実習」、「薬学概論」ではSGDを導入、医療倫理を踏まえた課題レポートの提出、「生命倫理」においても生命倫理や医療倫理についての課題レポートを課すなど、受動的学習方法から能動的学習方法へと修正する努力が資料から確認できる。

したがって、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。

改善すべき点（２）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

３．医療人教育の基礎的内容

（２）指摘事項

ヒューマニズム教育・医療倫理教育およびコミュニケーション能力・自己表現能力を身に付ける教育等の目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価する必要がある。

（３）本評価時の状況

ヒューマニズム教育・医療倫理教育およびコミュニケーション能力・自己表現能力を身に付ける教育に関わる授業科目について、目標達成度を評価する指標の設定と評価がなされていなかった。「医療コミュニケーション」の成績評価方法については、出席日数、レポートおよび定期試験となっていた。

（４）本評価後の改善状況

ヒューマニズム教育・医療倫理教育およびコミュニケーション能力・自己表現能力を身に付ける教育に関わる授業科目について、目標達成度を評価する指標を設定し、WEBポータルシステムを用いて新たにルーブリック評価法を導入した。平成30年度より運用を開始した。

「医療コミュニケーション」において、H29年度からルーブリック評価（目標達成度を評価する指標を設定）を導入した。基礎ならびに応用編について3回自己評価をさせ、最終的に教員によるルーブリック評価をした。成績については、レポート、出席点、ルーブリック評価、定期試験で評価した。なお、平成30年度から改訂モデルモデルコアカリキュラムに則った授業となることから大幅に内容を改訂し、ルーブリック評価による配点を高くする予定である。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

ルーブリック（資料6）

「医療コミュニケーション」ルーブリック評価表（資料7）

「医療コミュニケーション」平成29年度成績評価の方法（資料8）

「医療コミュニケーション」平成30年度成績評価の方法(予定)（資料9）

検討所見

改善すべき点2. は、ヒューマニズム教育・医療倫理教育およびコミュニケーション能力・自己表現能力を身に付ける教育における、総合的な目標達成度評価の指標を設定し、それに基づく評価の実施を求めた指摘である。この指摘に対する対応として、改善報告書にあるように、平成 29 年度から「医療コミュニケーション」には目標達成度評価の指標を設定し、ルーブリック表を用いて評価するなどの改善の努力は評価されるが、提出された資料からは、指摘点であるヒューマニズム教育・医療倫理教育およびコミュニケーション能力・自己表現能力を身に付ける教育における、総合的な目標達成度評価に関して改善が十分であるとは言えない。

したがって、本機構の指摘に対する改善がなされたものとは判断できない。今後、指摘点を踏まえた改善を更に進めることが求められる。

改善すべき点（3）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

4. 薬学専門教育の内容

（2）指摘事項

シラバスには、ホームページで別途記載されている「科目目標と到達目標（GIO、SBOs）の記載が必要である。

（3）本評価時の状況

シラバスの各科目のページには、担当教員名、オフィスアワー、授業概要、教科書・参考書、講義方法、関連科目、成績評価の方法が明記されていた。当該授業科目の到達目標は本学ホームページの在学生用のページに示され、各授業の初回時に周知していたが、シラバスに記載されていなかった。

（4）本評価後の改善状況

平成 29 年度から、シラバスの各科目のページに従来の記載内容に加え、一般目標（GIO）と到達目標（SBOs）を記載した。シラバスの巻末に GIO、SBO の内容を記した一覧表を付けており、各目標が確認できるようにした。

また、各授業の初回時に GIO と SBOs が記載された資料を配付し周知することは継続している。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

平成 29 年度シラバス（資料 10）

検討所見

改善すべき点 3. は、シラバスに「科目目標と到達目標（GIO、SBOs）の記載を求める指摘である。この指摘に対する対応として、改善報告書にあるように、シラバスの各科目のページに一般目標（GIO）と到達目標（SBOs）を記載し、巻末に薬学教育モデル・コアカリキュラムの GIO、SBO の内容を記した一覧表を付けており、GIO の記載方法が統一されていないなどの不備は見られるが、シラバスの改善は認められる。

したがって、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。

改善すべき点（４）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

４．薬学専門教育の内容

（２）指摘事項

各科目の到達目標をモデル・コアカリキュラムの SBOs に準拠するように改善することが必要である。

（３）本評価時の状況

モデル・コアカリキュラムの全 SBOs が各科目に割り振られていたが、シラバスの各科目に一般目標（GIO）と到達目標（SBOs）が記載されていなかったため、各科目の到達目標とモデル・コアカリキュラムの GIO・SBOs との関連が不明確であった。

（４）本評価後の改善状況

教務委員会が主体となって各授業科目の SBOs を見直し、GIO・SBOs 対応表を作成するとともに、シラバスの各科目に一般目標（GIO）と到達目標（SBOs）を記載した。シラバスの巻末に GIO、SBO の内容を記した一覧表を付けており、各目標が確認できるようにした。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

平成 29 年度シラバス（資料 10）

GIO・SBOs 科目対応表（資料 11）

検討所見

改善すべき点 4. は、改善すべき点 3. と関連して各科目の到達目標とモデル・コアカリキュラムの GIO・SBOs との関連がシラバス上で不明確であるとの指摘である。この指摘に対する対応として、改善報告書にあるように、基礎資料 3 に相当する GIO・SBOs 科目対応表でモデル・コアカリキュラムの GIO、SBO との対応を再確認し、シラバス巻末にモデル・コアカリキュラムの GIO、SBO の内容を一覧表として付け、各目標を確認できるようにシラバスが改められている。

したがって、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。

改善すべき点（５）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

５．実務実習

（２）指摘事項

実務実習事前学習の目標到達度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価する必要がある。

（３）本評価時の状況

実務実習事前学習の目標到達度を評価する指標の設定と評価がなされていなかった。

（４）本評価後の改善状況

４年次の実務実習事前学習は、「薬剤学実習」、「医療コミュニケーション」、「医薬品情報演習」の３科目に 122 コマ分の方略を割り振り授業を行ってきた。改訂モデル・コアカリキュラムのスタートにあわせ、全授業科目を教務委員会が中心となって見直し、「薬剤学実習」および「医薬品情報演習」を「総合臨床薬学実習(4年次後期)」に変更し、「医療コミュニケーション」とあわせて実務実習事前学習の担当科目とした。なお、平成 29 年度から、シラバスの科目のページに従来の記載内容に加え、一般目標（GIO）と到達目標（SBOs）を記載した。また、各授業の初回時に GIO と SBOs が記載された資料を配付している。

「総合臨床薬学実習(4年次後期)」については、H30 年度からルーブリック評価（目標達成度を評価する指標を設定）を導入し、最終的に、レポート、ルーブリック評価、定期試験で評価する予定である。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

平成 29 年度シラバス P131 「総合臨床薬学実習(4年次後期)」（資料 10）

「総合臨床薬学実習」ルーブリック評価表（教員用）（予定）（資料 12）

「総合臨床薬学実習」ルーブリック評価表（学生用）（予定）（資料 13）

「総合臨床薬学実習」平成 30 年度成績評価の方法(予定)（資料 14）

検討所見

改善すべき点5. は、実務実習事前学習の目標到達度評価指標を設定し、それに基づく評価を実施することを求めた指摘である。この指摘に対する対応として、改善報告書にあるように、「医療コミュニケーション」と「総合臨床薬学実習（4年次後期）」を実務実習事前学習の担当科目とし、その「総合臨床薬学実習（4年次後期）」の評価に、平成30年度からルーブリック評価表を用いるなどの前向きな改善努力は評価できるが、実務実習事前学習担当科目を総合的な目標達成度を評価するまでには至っていない。

したがって、本機構の指摘に対する改善がなされたものとは判断できない。今後、指摘点を踏まえた改善を更に進めることが求められる。

改善すべき点（6）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

6. 問題解決能力の醸成のための教育

（2）指摘事項

シラバスに特別実習（卒業研究）の成績評価基準（卒業論文、発表会等）を明確に示す必要がある。

（3）本評価時の状況

シラバスには、特別実習（卒業研究）の成績評価の方法として、卒業論文により評価すると記載されていたが、成績評価基準が明確に記載されていなかった。

（4）本評価後の改善状況

特別実習の単位取得要件として、卒業論文発表会の要旨の提出と発表会での発表を義務づけているが、これらを成績評価に利用していない。特別実習は研究室の指導教員が、実習態度、後輩の指導、文献ゼミの発表態度などを含め総合的に評価している。これらの評価内容は、研究室配属後に指導教員が学生に説明しているが、大学として統一した評価基準を検討中である。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

平成 29 年度シラバス（資料 10）

特別実習の成績評価基準（案）（資料 15）

検討所見

改善すべき点 6. は、特別実習（卒業研究）成績評価基準の明確化を求めた指摘である。この指摘に対する対応として、改善報告書にあるように、特別実習（卒業研究）の成績評価は指導教員が実習態度、後輩の指導、文献ゼミの発表態度などを含め総合的に評価しているとしており、大学として統一した評価基準を検討中であるとしている。

したがって、本機構の指摘に対する改善がなされたものとは判断できない。今後、指摘点を踏まえた改善を更に進めることが求められる。

改善すべき点（7）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

6. 問題解決能力の醸成のための教育

（2）指摘事項

問題解決能力の醸成に向けた教育において目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価する必要がある。

（3）本評価時の状況

問題解決能力の醸成に向け、1年次から卒業年次まで万遍なく「学生参加型」の科目を編成している。これらの科目は「学生参加型」とシラバスに明記している。しかし、問題解決型科目として設定している科目の評価基準および評価方法が明確になっていなかった。

（4）本評価後の改善状況

平成29年度から、学生参加型科目のPBL発表会を評価するためのチェックシートを作成し、学生および教員が評価することにした。WEBポータルシステムを用いて、問題解決型科目の評価基準を策定し、平成30年度から運用している。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

PBL評価票（資料16）

検討所見

改善すべき点7. は、問題解決能力の醸成に向けた教育の目標達成度評価の指標を設定し、それに基づいて評価を実施することを求めた指摘である。この指摘に対する対応として、改善報告書にあるように、学生参加型科目のPBL発表会を評価するためのチェックシートを作成し、WEBポータルシステムを用いて、問題解決型科目の評価基準を策定、運用を始めていることは評価できるが、本機構の指摘は、卒業研究も含め総合的に問題解決能力醸成のための教育の目標達成度を評価することを求めている。

したがって、本機構の指摘に対する改善が十分になされたとは判断できない。今後、指摘点を踏まえた改善を更に進めることが求められる。

改善すべき点（8）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

各科目の受験資格および合格基準を学生に周知するために、シラバスに各科目の基準を明記し、適切に評価する必要がある。

（3）本評価時の状況

成績は、担当教員によって総合的評点が算出されるが、出席を含む授業態度、定期試験の成績を主材料として決定されるのが通常である。具体的な合格基準としては、「講義時間等の時間数の7割以上の出席および試験での得点率60%とする」がシラバスに記載され、入学時にはガイダンスで周知されている。なお、成績、点数・評価分布表、授業時に使用したプリント、試験答案は大学が一括して保管しており、その適切性を担保している。

（4）本評価後の改善状況

シラバスの履修要項に各科目の受験資格と合格基準を明記し、ガイダンスでも周知している。さらに、各科目についての詳細な上記基準は授業開始時に担当教員が学生に周知している。各科目のシラバスに合格基準等を詳細に記載すると情報量が過大になり、学生が重要項目を見落とす可能性が高いため、成績評価の方法のみを記載している。

学生の在籍期間中は授業時に使用したプリントや試験答案をすべて保管し、成績評価時には点数分布表に評価項目や基準などを明記することにより、その適切性を担保している。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

平成29年度シラバス（資料10）

点数分布表（資料17）

検討所見

改善すべき点8. は、各科目の受験資格および合格基準などをシラバスに明記し、それに基づく評価を実施することを求めた指摘である。これに対する対応として、改善報告書では、シラバスの履修要項に各科目の受験資格と合格基準を明記し、ガイダンスでも周知しているとしているが、ほとんどの科目において、受験資格、評価方法による寄与率および合格基準が明記されていない。また、改善報告書では、合格基準等は情報量が過大でありシラバスには評価方法のみを掲載するとしている。一方、点数分布表に評価項目や基準などを明記することにより、その適切性を担保しているとしているが、本指摘は成績評価時の点数分布表などに合格基準を記載するのではなく、学生に試験実施前に評価基準を周知することの重要性を指摘したものである。

したがって、本機構の指摘に対する改善がなされたものとは判断できない。今後、指摘点の趣旨を踏まえ、改めて改善をすることが求められる。

改善すべき点（9）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

9. 学生の支援

（2）指摘事項

事故や災害時（台風、地震等の自然災害を含む）の対応に関するマニュアルを作成する必要がある。

（3）本評価時の状況

学生が万一、傷害、災害等に被災した場合は、学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険により種々の補償を行っている。また、学生の負傷、疾病等傷害に対しては、後援会が負担する学内傷害給費制度も設けている。これらの内容は学生便覧に掲載されており、入学時のガイダンスにおいて保健管理センターの担当者から学生への周知を図っている。

（4）本評価後の改善状況

平成28年度に、設置者である岐阜市の市有施設として、災害時（台風、地震等の自然災害を含む）の対応に関する「薬科大学災害対策マニュアル」を作成している。

さらに、平成29年度に、事務局において、災害時（台風、地震等の自然災害を含む）に加え、事件・事故、不審者にも対応できる「薬科大学危機管理マニュアル」

（事務局案）を作成しており、平成30年度に、その内容を学内でさらに協議し、教職員に周知していく予定である。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

薬科大学災害対策マニュアル（資料18）

検討所見

改善すべき点9. は、事故や災害時（台風、地震等の自然災害を含む）の対応に関するマニュアルの作成を求めた指摘である。この指摘に対する対応として、改善報告書にあるように、平成28年4月に岐阜市の市有施設として、災害時（台風、地震等の自然災害を含む）の対応に関する「薬科大学災害対策マニュアル」を策定したことを資料で確認できた。

したがって、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。

改善すべき点（10）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

13. 自己点検・評価

（2）指摘事項

大学独自に自主的に評価項目を設定し、評価を行い、PDCA サイクルを毎年継続して実施する必要がある。

（3）本評価時の状況

本学は、大学基準協会の正会員として1996年、2006年、2013年に機関別評価を実施し、同協会から本学が大学基準に適合するとの認定を受けた。また、2006年からスタートした薬学6年制を含む薬学新教育制度の質保証のために、一般社団法人「薬学教育評価機構」が定めた評価基準をもとに、2010年に薬学教育（6年制）第三者評価「自己評価21」を実施した。さらに、2012年度に4年制博士課程（薬学専攻）自己点検と評価（文部科学省報告）、同年本学独自で博士後期課程（薬科学専攻）自己点検と評価を実施した。このように、薬学教育制度の改革に対応して、外部評価をいれた自己点検評価を実施し、公表してきた。また、「岐阜薬科大学における教員の任期に関する規程」に基づき、1998年度より全教員を対象に5年任期毎に「任期制に基づく教員の総合的業績審査」を導入し、教育、研究、管理運営、社会貢献の4項目について学外の有識者によって構成される外部評価委員会の再任可否の審査を受けている。

以上のように、本学は機関別評価や分野別評価の受審を機に、積極的に自己点検・評価に努め、また5年の任期制の下で教員の自己点検評価を実施してきた。しかし、毎年継続して大学独自に自主的に評価項目を設定して、評価を行い、PDCA サイクルを実施していなかった。

（4）本評価後の改善状況

本学は、2015年に「岐阜薬科大学中長期計画2025」を策定し、教育、研究、社会貢献、国際化の4つのビジョンを設定して本学が抱える課題を抽出し、これらのビジョン実現のための基盤構築を併せた本学の中長期計画を明確にした。また、これらのビジョン推進のための行動計画を策定し、この中で年次の具体的な点検項目を設定して、自己点検評価に努めているところである。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

岐阜薬科大学中長期計画2025（資料19）

岐阜薬科大学中長期計画行動計画（資料20）

検討所見

改善すべき点 10. は、自己点検・評価の自主的評価項目の設定と毎年の継続実施を求めた指摘である。この指摘に対しての対応として、大学として社会的ニーズに対応できる薬剤師の育成のための教育の強化を目指して、平成 27 年度から 10 年間の中長期目標をマスタープランとして策定し、翌平成 28 年度にはそのマスタープランを実現するためのアクションプランを策定、実施する体制を整え、向こう 10 年間は P D C A サイクルをまわす準備が出来ている。

したがって、改善結果は確認できないが、本機構の指摘に従って改善が進められていると判断できる。